

小城市家屋評価システム更新業務に係る公募型プロポーザル実施要領

小城市 市民部税務課

1 業務の概要

(1) 業務の名称

小城市家屋評価システム更新業務

(2) 業務内容

詳細は別途提供する「小城市家屋評価システム仕様書」のとおりとする。

(3) 契約期間

平成 28 年 9 月 1 日～平成 33 年 8 月 31 日

(4) 予算額

10,719 千円（5 ヶ年総額）※消費税及び地方消費税を含む

(5) 業務場所

小城市 市民部税務課（小城市三日月町長神田 2312 番地 2）

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（長期継続契約による賃貸借契約とし、契約期間中の分割払とする。）

(7) 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(ア) 審査事項

○小城市家屋評価システム企画書審査（1 次審査）

○プレゼンテーション審査（2 次審査）

(イ) 審査委員

○委員長 市民部長

○委員 税務課長

○委員 税務課資産税係長

○委員 税務課副課長

○委員 税務課資産税係主査

2 プロポーザルに係る日程等

実施内容	実施期間または期日
公募開始	平成 28 年 5 月 17 日（火）
参加申込期限	平成 28 年 5 月 24 日（火）午後 5 時
実施要領説明会	平成 28 年 5 月 27 日（金）
質問書提出期限	平成 28 年 6 月 2 日（木）午後 5 時
質問回答	平成 28 年 6 月 7 日（火）までにメール回答
プロポーザル審査書類受付期間	平成 28 年 6 月 9 日（木）から 平成 28 年 6 月 20 日（月）午後 5 時
一次審査（書類審査）の結果通知	平成 28 年 6 月 27 日（月）
二次審査（プロポーザル審査）	平成 28 年 7 月 5 日（火）予定
プロポーザル審査結果通知・公表	平成 28 年 7 月 14 日（木）予定
契約締結	平成 28 年 7 月下旬

※業務完了の期限：平成 28 年 8 月末（延長はできないものとする。）

3 参加資格

- (1) 「小城市家屋評価システム仕様書」に掲げる業務を履行できる能力があると認められる者。ただし、以下に該当するものは応募資格がないものとする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
 - イ この実地要項の配布開始からプロポーザル審査書類提出期限までの間に、次に掲げる指名停止措置または指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）のいずれかを受けている者
 - ① 小城市による指名停止等の措置
 - ② 佐賀県内の他の公共団体等による指名停止等の措置（小城市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、小城市による当該指名停止等の措置の開始以後の措置を除く。）
 - ウ 一括下請、下請代金支払いの遅延、物品の購入強制等について、関係行政機関からの情報により、下請負契約関係が不適切であると認められる者
 - エ 警察から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはこれに準じる者として、公共事業からの排除要請があった者のうち、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると認められる者
 - オ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - カ 安全管理の改善に関し、労働基準監督署の指導があり、これに対する改善義務を怠るなど請負者として不適当であると認められる者
 - キ その他資格審査において不適当であると認められる者
 - ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (2) 応募者が上に掲げた事項に新たに該当することとなったときは、その者は、失格とする。

4 実施要領等の配布

(1) 提供方法

本プロポーザルに関する資料は、実施要領説明会で配布する。ただし、「小城市家屋評価システム更新業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のみ、参加申込受付期間中、本市ホームページ上に掲載する。

(2) 提供資料

小城市家屋評価システム更新業務に係る公募型プロポーザル実施要領
小城市家屋評価システム仕様書
小城市家屋評価システム保守管理業務仕様書

(3) 提供資料の管理

上記(2)の提供資料については、秘密文書として厳重に管理し、提案書作成の業務以外には使用しないこと。また提案書の作成が終了した時点において、複製した資料も含め、すべてシュレッダー等により廃棄処分すること。

5 参加申込の方法

本プロポーザルへの参加申込については以下のとおりとする。なお、システム本稼動後に賃貸借契約を行うため、自社において賃貸借契約を締結することができない場合は、賃貸借契約を締結することが可能な者と連名で参加申込を行うこと。(その際、グループ構成表明書(様式第2号)に記載の上、提出すること。)

(1) 申込期限

平成28年5月24日(火)午後5時

(2) 申込様式

1 参加申込書(様式第1号)

2 グループ構成表明書(様式第2号) ※連名で参加申込を行う場合のみ

(3) 申込先及び申込方法

「19 事務局」に規定する事務局宛に電子メールにて提出

(4) その他

電子メールによる参加申込書等の受信をもって参加申込の完了とし、事務局が受信した際は、参加申込書に記載された担当者の電子メールアドレス宛に受領確認の電子メールを送信する。(業務終了後に受信したものについては、翌開庁日に送信)

なお、参加申込書を送信したにも関わらず受領確認が送られてこない場合は、必ず締切時刻前までに事務局へ連絡すること。

(5) 参加を辞退する場合

参加申込書を提出した者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日までに提案辞退届(様式第3号)を事務局宛に電子メールで提出すること。

6 応募に関する留意事項

(1) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(2) 特許権

本プロポーザルの提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

(3) 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

(4) 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(5) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

(6) 提出書類の変更禁止

一度提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。

(7) 虚偽の記載の禁止

参加申込書又は、本プロポーザル提案書に虚偽の記載をした場合は、その応募者は失格とする。

(8) 応募に関する費用負担

応募に際して必要な費用は、応募者負担とする。

(9) 複数提案の禁止

提案は、一社につき一つのみとする。

7 実施要領説明会の開催

参加申し込みがあった者に限り、本プロポーザル実施要領および提案要請内容に関する説明を行う。(出席は各社2名以内とする。)

また、提案書を提出する者は必ず本説明会に参加するものとし、説明会に参加しない場合、提案書は受理しないものとする。

① 日 時：平成28年5月27日(金) 午後2時

② 場 所：小城市役所 西館2階 大会議室(C、D)

③ 実施要領説明会内容：本書の概略説明及び留意点の説明(約20分)、質問応答(約20分)

8 質問及び回答

(1) 質問方法

本提案書作成にあたり、質問がある場合は、別紙「質問書」(様式第4号)を作成し、電子メールにて提出すること。

(2) 受付期限

平成28年6月2日(木) 午後5時(必着)

(3) 回答について

回答は、すべての参加者に対し、別紙「質問回答書」(様式第5号)により平成28年6月7日(火)までに電子メールにて回答する。

(4) 質問回答書の取扱いについて

「質問回答書」の内容については、配布した提供資料の追加または修正として取り扱うこととする。

9 提出書類

「小城市家屋評価システム更新業務公募型プロポーザル」提案書(様式第6号)に以下の書類を添付すること。

(1) 提案書1：「小城市家屋評価システム提案書」

(2) 提案書2：「見積書」及び「保守管理費等の見積書」

- (3) 提案書3：「会社概要」及び「導入実績」
- (4) グループ構成表明書（様式第2号 連名による参加の場合のみ）
- (5) 商業登記簿謄本（原本）
- (6) 市町村税完納証明書（事業者の所在地の市町村税に未納がないことを証明する書類）
- (7) 消費税納税証明書（税務署で交付される税務署様式）

※連名による提案の場合、(3)～(7)についてはそれぞれの参加者について提出すること。

※(6)(7)については、6ヶ月以内に発行されたもの。

※小城市に指名願(業務委託関係)を提出している事業者は、(6)(7)の提出は不要とする。

10 提出内容及び作成要領

I 提案書の内容及び様式

(1) 提案書1：「小城市家屋評価システム提案書」

○様式：自由

○用紙及び形式：A4版の普通紙

：横置きまたは縦置き・横書きで両面印刷も可

○図や表を多用し、分かりやすく見やすいものを作成すること。

○次の項目の順番に従い、指定した枚数の範囲内で調製

①提案の基本方針

仕様書の記載内容を理解したうえで、本業務における基本的な考え方を明確に記載すること。

②基本機能について

基本機能の説明のほか、その他のシステムとの連携や今後の発展性など、アピールする点があれば記載すること。

③作図機能について

操作性や利便性、図面の見やすさ、作業の効率性などについて提案すること。

④評価計算機能について

操作性や利便性などのほか、入力ミスや計算誤りを未然に防ぐための機能やチェック機能などについても提案すること。

⑤帳票出力機能について

各種帳票類の作成機能やその汎用性などについて提案すること。

⑥システムの柔軟性について

評価業務が効率化されるような提案や将来のシステムの発展性などについて提案すること。

⑦セキュリティ機能について

不正使用や情報漏洩などに対する対応策について提案すること。

⑧保守サポートについて

システムに係るソフトウェア及びハードウェアに対する日常保守管理に対する考え方及び大規模災害時等の危機管理体制に対する考え方を提案すること。また、サーバ機が起動しなくなった場合の対応策などもあれば記載すること。

○枚数：30枚以内

○提出部数：5部

(2) 提案書2：「見積書」並びに「保守管理費等の見積書」

○様式：自由

○用紙及び形式：A4版普通紙、縦置き横書きで、両面印刷不可

○見積関係書類は下記の手順で作成すること。

①契約期間は平成28年8月1日から平成33年7月31日までの5年間とし、総額及び年額を記載すること。※リース料率は加味しないものとする。

②「見積書」は、宛名を「小城市長 様」とし、見積年月日、見積金額（内消費税）を記入すること。

③見積書には平成30年と33年の評価替えに係るデータファイル変換に伴う経費を含むものとする。

○枚数：10枚以内

○提出部数：5部

(3) 提案書3：「会社概要」並びに「導入実績」

○様式：自由

○用紙及び形式：A4版普通紙、縦置き横書きで作成すること。

○会社の概要を記載すること。また導入実績については、導入自治体が他市町村と合併した場合、合併後の自治体を1自治体とする。

○提出部数：5部

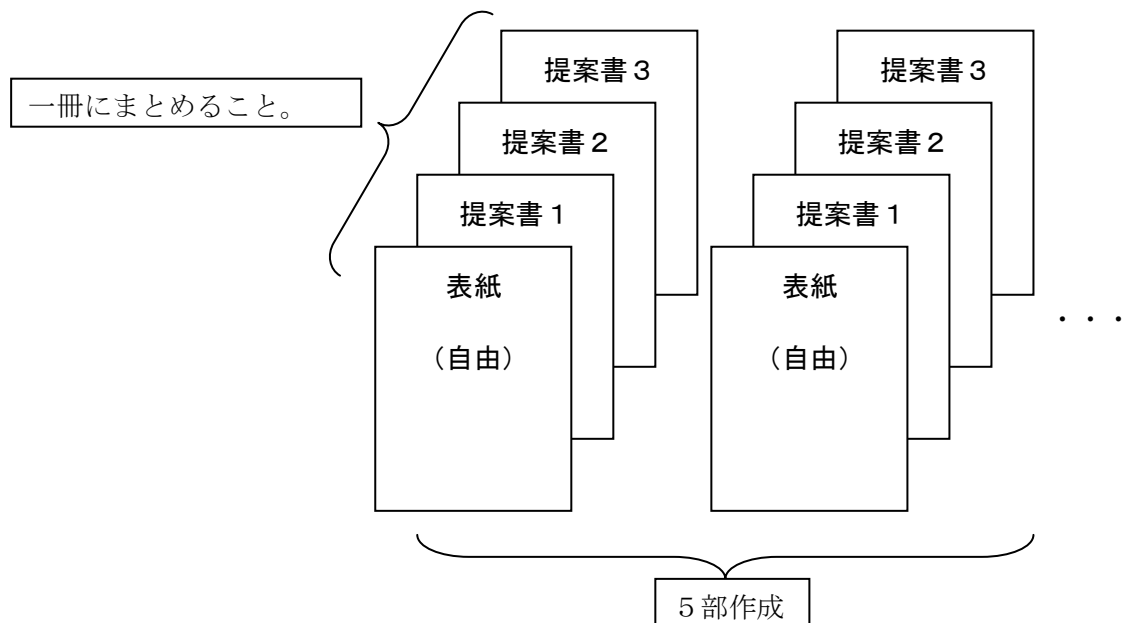
II 提案書記入上の注意事項

(1) 提出書類に使用する文字は、分かりやすく見やすい文字を使用すること。

(2) 文字色等の指定はないが、分かりやすく見やすい提案書を作成すること。

(3) 提案書1については、各ページの下段にページ番号を記載してください。

(4) 提出書類の調製方法



1 1 提案書の提出方法等

(1) 提出方法

直接または郵送、宅配便のいずれかの方法で提出

(2) 提出期限

平成28年6月20日（月）午後5時（必着）

※直接提案書を提出する場合は、小城市の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間

(3) 提出先

小城市 市民部税務課へ提出

(4) 提案に係る費用負担

提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。

(5) 提案書の取扱い

○提案書提出後における提案書記載内容の追加及び変更は原則認めない。

○提出された提案書等は、一切返却には応じない。

○提出された提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

○提案者は、小城市が行う提案書の公表等について、提案書類等の利用を許諾することとする。

1 2 審査方法

(1) 書類審査（一次審査）

○提出された提案書が、各条件等を満たしているか事前審査を行う。

○書類審査の結果は平成28年6月27日(月)にすべての提案者（担当者宛）に電子メールで通知し、書類審査通過者に対しては、併せて二次審査（プレゼンテーション）に関する通知を行う。

○審査に対する問い合わせまたは異議の申し立ては、一切応じないものとする。

(2) プレゼンテーション（二次審査）

○日時及び会場：「二次審査（プレゼンテーション）に関する通知書」により別途通知する。

○プレゼンテーションを行う順番は、小城市市民部税務課において決定するものとする。

○内容：事業者名、出席者名を最初に述べ、提出した提案書の内容及び課題家屋における作図・評価計算機能のデモンストレーションを75分以内で分かりやすくプレゼンテーションを行う。続いて、審査員から質問を行うので、明確に回答すること。ヒアリングの時間は15分以内とする。

○説明機材：プレゼンテーション用のスクリーンおよびプロジェクターは事務局で用意するが、その他必要な関係機材があれば各自提案者が用意すること。

○原則として、予定業務責任者がプレゼンテーションを行うこととする。

○プレゼンテーション参加者は、3名までとする。

○プレゼンテーションは、一般非公開とする。

○特別な理由がなく、プレゼンテーション開始時間に遅れた場合は、失格とする。

(3) 評価方法

次のとおり審査採点し、受託候補者及び受託候補次点者を特定する。

① 審査採点機関

プレゼンテーション審査員が評価採点を行う。

② プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載をした者については、参加資格を無効とし、審査採点の対象としない。

③ 評価採点方法

○「二次審査（プレゼンテーション）に関する通知書」の内容でプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

○プレゼンテーション審査員が、審査基準項目ごとに審査し合計する。

○各審査員の審査点を合計し、最高点を得た者を、受託候補者として特定する。なお、最高得点を取得した者が2者ある場合は、見積金額が低い者を受託候補者として特定する。見積金額が同額の場合は、審査員による決戦投票とする。

○最高点に続く審査点を得た者を、受託候補次点者として特定する。

④ 審査基準項目及び配点表

提案書、導入実績、プレゼンテーション、ヒアリング、事業費にて審査を行う。

(100点満点)

1.3 結果通知

提案者へは、受託候補者および受託候補次点者を書面により通知する。なお、来庁、書面、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。

1.4 仕様の調整

受託候補者と小城市との間で、契約を締結するための仕様等の調整を行い、契約内容を確定する。

1.5 見積書の提出

受託候補者は、前記の「仕様の調整」で調整した仕様に基づき、契約を行うための正式な見積書を提出する。

1.6 契約書の取り交わし

受託候補者を決定後、賃貸借による契約を行う。

なお、受託候補者が自社において賃貸借契約を締結することができない場合は、賃貸借契約を締結することが可能な受託候補者のグループ構成員と賃貸借による契約を行う。

1.7 契約の履行

契約相手方の業務責任者は、小城市 税務課と連絡を取りながら「小城市家屋評価システム」を構築、導入するために、契約を履行する。

18 事務局

本プロポーザルに係る事務局は以下のとおりとする。

事務局：小城市 市民部 税務課（担当：小柳、上野、川原田）

〒845-8511 小城市三日月町長神田 2312 番地 2

電話 0952-37-6103

Fax: 0952-37-6161

E-mail: zeimu@city.ogi.lg.jp

様式第 1 号

「小城市家屋評価システム更新業務公募型プロポーザル」参加申込書

平成 年 月 日

小城市長 様

郵便番号

住所（所在地）

商号又は名称

代表者名

小城市が実施する小城市家屋評価システム更新業務公募型プロポーザルに応募したいので、「小城市家屋評価システム更新業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき参加申込書を提出します。

なお、地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4 の規定に該当しない者であること及び添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

項 目		内 容
応募者名(*1)		
代表者氏名		
所在地または住所		
電話番号		
担 当 者	住所(*2)	
	所属	
	役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

*1 グループで応募の場合はグループ名

*2 営業所等であって、申請者住所と異なる場合は記入してください

様式第2号

「小城市家屋評価システム更新業務公募型プロポーザル」グループ構成表明書

平成 年 月 日

小城市長 様

郵便番号

住所（所在地）

商号又は名称

代表者名

「小城市家屋評価システム更新業務公募型プロポーザル」における小城市との一連の手続きにおける、代表事業者及びグループ構成事業者を表明します。

なお、参加申込書提出から契約締結までの間、グループ構成事業者は、代表事業者に次の権限を委任します。

1. 本事業への参加申込書の提出について
2. 本事業の提案書類等の提出について
3. 本事業への参加辞退について
4. 本事業に関する質問の提出及び回答の受領等、小城市との連絡調整について
5. 本事業の契約に関する事項について

グループ名		
代表 事業者	事業者名	
	代表者氏名	
	所在地または住所	
	電話番号	
グループ 事業者 構成	事業者名	
	代表者氏名	
	所在地または住所	
	電話番号	

※グループ構成事業者を追加する場合、本様式に準じて変更してください。

様式第 3 号

「小城市家屋評価システム更新業務公募型プロポーザル」提案辞退届

平成 年 月 日

小城市長 様

郵便番号

住所（所在地）

商号又は名称

代表者名

小城市家屋評価システム更新業務公募型プロポーザルに係る提案を辞退します。

（辞退理由）

様式第4号

「小城市家屋評価システム更新業務公募型プロポーザル」質問書

平成 年 月 日

小城市長 様

郵便番号

住所（所在地）

商号又は名称

代表者名

「小城市家屋評価システム更新業務公募型プロポーザル」提案書作成に関して、次のとおり質問します。

質問事項

様式第 5 号

「小城市家屋評価システム更新業務公募型プロポーザル」質問回答書

平成 年 月 日

平成 28 年 5 月 27 日までに受理した「小城市家屋評価システム更新業務公募型プロポーザル」提案書作成に係る質問及び回答事項は次のとおりです。

質問事項	回答事項

様式第 6 号

「小城市家屋評価システム更新業務公募型プロポーザル」提案書

平成 年 月 日

小城市長 様

郵便番号

住所（所在地）

商号又は名称

代表者名

印

小城市が実施する小城市家屋評価システム更新業務公募型プロポーザルに応募したいので、「小城市家屋評価システム更新業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき下記書類を添えて提案書を提出します。

なお、地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4 の規定に該当しない者であること及び添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- （1）提案書 1：「家屋評価システム更新 提案書」
- （2）提案書 2：「見積書」及び「保守管理費等の見積書」
- （3）提案書 3：「会社概要」及び「導入実績」
- （4）グループ構成表明書（連名による参加の場合のみ）
- （5）誓約書（様式第 7 号） ※
- （6）商業登記簿謄本 ※
- （7）市町村税完納証明書 ※
- （8）消費税納税証明書 ※

※小城市に指名願(業務委託関係)を提出している事業者は不要